

教 生 学 第 204 号
令和元年（2019年）5月21日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長
様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊 藤 順 二

「登下校防犯プラン」に基づく通学路の防犯の観点による緊急合同点検等の推進について
(通知)

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり連絡がありましたので通知します。

つきましては、本通知の趣旨を踏まえ、教育委員会・学校、家庭、地域住民、警察、自治体の関係部局等の関係機関と連携し、緊急合同点検の実施及び地域の連携の場の構築をはじめとした登下校時の児童生徒等の安全確保対策について着実に取り組むようお願いします。

また、併せて、次のとおり道教委等が作成した参考資料等についても活用願います。

なお、報告要領等の詳細については追って連絡しますが、令和元年（2019年）5月末時点における緊急合同点検の実施状況及び地域の連携の場の構築状況等について報告いただく予定となっていることを申し添えます。

記

○ 参考資料

- ・「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（平成19年11月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）
- ・「学校安全読本」（平成22年4月 北海道教育委員会）
- ・「学校安全推進資料（平成25年度改訂版）」（平成26年3月 北海道教育委員会）
- ・「学校における危機管理の手引（改訂3版）」（平成31年2月 北海道教育委員会）
- ・「安全教育実践事例集（Web掲載）」（平成31年3月 北海道教育委員会）

(生徒指導・学校安全グループ)



事 務 連 絡
令和元年 5 月 20 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課 御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「登下校防犯プラン」に基づく通学路の防犯の観点による
緊急合同点検等の推進について

1 緊急合同点検の実施及び環境の整備・改善並びに「地域の連携の場」の構築の推進

「登下校防犯プラン」に基づく通学路の防犯の観点による緊急合同点検（以下「緊急合同点検」という。）については、各学校において本プランの重要性を御理解いただき推進していただいているところです。しかし、「登下校時における児童生徒等の安全確保の徹底について」（平成 30 年 12 月 21 日 30 教参学第 4 号、別紙 1）によりお知らせしたとおり、「合同点検を今後実施予定」としている学校は 2, 124 校（10.7%）、また、「登下校における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築」について「今後設置予定」としている市町村は 323 市町村（18.8%）となっております（平成 30 年 12 月 10 日時点）。

これまでも、『登下校防犯プラン』に基づく通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施結果等の報告の更新及び通学路の安全確保のための取組の推進について」（平成 30 年 11 月 14 日事務連絡、別紙 2）により、緊急合同点検が「今後実施予定（検討中含む）」の学校については、可能な限り早期に実施すること、また、「地域の連携の場」の構築をはじめとした通学路の安全確保のための取組の推進をお願いしているところです。

緊急合同点検の実施状況及び地域の連携の場の構築状況については、今後、学校、市町村における取組の進捗状況を確認させていただくことを予定しています（令和元年 5 月末時点の状況を調査予定）ので、未実施の市町村については早急に実施・構築を進めていただけますようお願いいたします。

また、緊急合同点検等の結果として抽出された危険箇所について、構築された「地域の連携の場」を適宜開催すること等により、家庭、地域、警察等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた、登下校時の児童生徒等の安全確保対策について着実に取り組まれるようお願いいたします。

2 防犯カメラの設置に関する支援

「登下校防犯プラン」の取組の一つとして「通学路における防犯カメラの設置に関する支援」がありますが、昨年度及び本年度に限り緊急合同点検の結果把握された危険箇所に関して、登下校時に子供が一人で歩く区間であることを理由に設置する防犯カメラの設置に係る費用について、市町村に対し特別交付税が措置されております(別紙3 特別交付税に関する省令の一部を改正する省令(平成三十一年三月二十日総務省令第二十号)附則第7条第9項)ので、関係機関と連携した積極的な御活用の検討をいただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課におかれましては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、この趣旨について周知し、「登下校防犯プラン」に基づく通学路の安全確保に関する対策が推進されますよう御指導をお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話 03-5253-4111 (内線 2695)
E-mail : anzen@mext.go.jp



30 教参学第4号

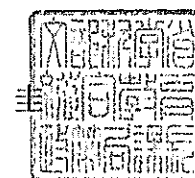
平成30年12月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学担当課長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課長

三 好



(印影印刷)

登下校時における児童生徒等の安全確保の徹底について（依頼）

登下校中における児童生徒等の安全確保については、これまでも格段の御尽力をいただいているところですが、平成30年5月、新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件を受け、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「登下校防犯プラン」に基づき、「登下校時における児童生徒等の安全確保について（依頼）」（平成30年7月11日初健食第14号）により、文部科学省、警察庁、厚生労働省、国土交通省の4省庁で作成した「通学路における緊急合同点検等実施要領」（以下「実施要領」という。）に沿って、関係機関との連携による通学路の合同点検及び安全対策を講じていただくようお願いしたところです。

また、「登下校防犯プラン」において、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」の構築をお願いしているところです。

この度、平成30年12月10日時点における実施要領に基づく合同点検の実施状況及び「地域の連携の場」の構築状況について、以下のとおり取りまとめました。

については、合同点検結果等を踏まえ、家庭、地域、警察等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた登下校時の児童生徒等の安全確保対策について着実に取り組まれるようお願いいたします。

特に、合同点検が今後実施予定である自治体におかれては早期の実施、また、「地

域の連携の場」が今後設置予定・検討中の自治体におかれては早期に構築していただくよう格段の取組をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学担当課長におかれては管下の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長におかれては、所轄の学校設置会社等及び学校に対して、この趣旨について周知していただくようお願いいたします。

- 通学路の緊急合同点検の実施状況について（平成30年12月10日時点）
全公立小学校・義務教育学校前期課程及び公立特別支援学校小学部の通学路を対象に実施。 ※学校数は教育委員会からの報告数

| | |
|--|--------------------------|
| 全公立小学校・義務教育学校前期課程及び | |
| 公立特別支援学校小学部 | ----- 19,827校 |
| 合同点検を実施済み | ----- 12,024校 (60.6%) |
| 合同点検を今後実施予定 | ----- 2,124校 (10.7%) |
| 合同点検を実施する必要がない※ | ----- 5,679校 (28.6%) |
| （※複数の関係者との確認・協議が必要な箇所がない場合は、合同点検によらず学校等で対応・対策を行う。） | |

- 登下校における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築状況について
（平成30年12月10日時点）※数字は市町村での構築状況

警察，教育委員会・学校，放課後児童クラブ・放課後子供教室，自治体，保護者，PTA，地域のボランティア，自治会等の関係者が集まり，登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」を構築する。

| | |
|------------|----------------------|
| 設置済み | ----- 852市町村 (49.6%) |
| 今後設置予定 | ----- 323市町村 (18.8%) |
| 検討中 | ----- 544市町村 (31.6%) |
| (設置に向け調整中) | |

【問合せ先】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111(2695)

事務連絡

平成 30 年 11 月 14 日

各都道府県教育委員会学校安全主管課
各指定都市教育委員会学校安全主管課 御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「登下校防犯プラン」に基づく通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施結果等の報告の更新及び通学路の安全確保のための取組の推進について

「登下校防犯プラン」に基づく通学路の防犯の観点による緊急合同点検（以下、緊急合同点検という。）については、平成 30 年 7 月 11 日付け「登下校時における児童生徒等の安全確保について（依頼）」において、通学路の合同点検の実施について依頼し、平成 30 年 7 月 31 日付け「「登下校時における児童生徒等の安全確保について（依頼）」に関する報告様式等について」を踏まえ、10 月 9 日を報告期限として実施結果の御報告をいただいているところです。

緊急合同点検が「今後実施予定（検討中含む）」の学校については、実施状況報告後においても可能な限り早期の実施、また、「地域の連携の場」の構築をはじめとした通学路の安全確保のための取組の推進をお願いしているところです。

報告期限後の緊急合同点検の実施状況等について、下記事項を留意の上、現在の状況の御報告をよろしくお願いします。

なお、集計結果については、12 月中旬以降に公表する予定となっておりますので予めお知らせいたします。公表範囲については、今後検討していく予定ですので、よろしくご承知おきください。

記

1 報告期限

平成 30 年 11 月 27 日（火）午後 5 時（期限厳守でお願いします。）

2 報告要領

都道府県・指定都市教育委員会が報告した報告様式 3-1, 3-2 を提出時点における実施状況に更新して報告

※1 報告様式とは、平成 30 年 7 月 31 日付け「「登下校時における児童生徒等の

安全確保について（依頼）」に関する報告様式等について」にて送付した報告様式

※2 前回報告から修正した部分は赤字にしてください。

※3 都道府県教育委員会においては、前回時と同様に、様式3（エクセル）に、市町村から提出のあった様式2のシートをコピーしてつけ、ご提出いただきますようお願いいたします。（提出するエクセルデータとしては、様式3が1都道府県1つですが、そのエクセルの中に、市町村ごとのシートが付いていることとなります。）

3 提出方法

電子メールにて、報告様式を「E-mail：anzen@mext.go.jp」まで提出

4 留意事項

- (1) 前回報告時に緊急合同点検が今後実施予定（検討中含む）である学校、また、地域の連携の場が今後構築予定（検討中含む）であった自治体については、実施及び構築状況を御確認の上、適宜更新して、御報告をお願いします。
- (2) 前回報告時に「地域の連携の場」の構築状況を「検討中」としている自治体の中で、既に「登下校防犯プラン」を踏まえて場を設けて情報共有や意見交換を行っており、正式な地域の連携の場として位置づけるべく、参加する関係機関について調整中という自治体については、「今後構築予定」に含めて御報告をお願いします。
- (3) 今後実施予定（検討中含む）・今後構築予定（検討中含む）として計上されている学校・自治体については、本件取組の趣旨に鑑み、早期の取組の推進をお願いします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話 03-5253-4111（内線 2695）
FAX 03-6734-3719
E-mail：anzen@mext.go.jp

じ。の実施（子育てワンストップサービスが対象とする全ての行政手続（以下この項において「対象手続」という。）について平成二十九年七月十八日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合（同年八月三十一日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合を含む。）であつて、かつ、対象手続のうち一以上の手続について平成二十九年途中で電子申請を可能とした場合に限り。）のための情報システムの改修等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・五を乗じて得た額（平成二十九年年度から平成三十年年度までの二箇年度で計三〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）を加えた額とする。

9 平成三十年年度及び平成三十一年年度に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、通学路の緊急安全対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）を加えた額とする。

10 平成三十年年度から平成三十二年までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号及び第二号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 前条第三項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額
二 前条第三項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額
三 国の補助金を受けて実施する消防団救助能力向上資機材緊急整備事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
11 平成三十年年度から平成三十五年までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第四項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

12 平成三十年年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額
二 閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
13 平成三十年年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで並びに前条第六項及び第七項の規定に準じて算定した額とする。

14 平成三十年年度に限り、人事院規則九一四九（地域手当 別表第二二号に掲げる官署の存する市町村のうち、当該年度における地域手当支給総額が、当該官署について人事院が定める地域手当の割合を当該市町村の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当

じ。の実施（子育てワンストップサービスが対象とする全ての行政手続（以下この項において「対象手続」という。）について平成二十九年七月十八日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合（同年八月三十一日までに当該対象手続に係る情報を検索することができるようにした場合を含む。）であつて、かつ、対象手続のうち一以上の手続について平成二十九年途中で電子申請を可能とした場合に限り。）のための情報システムの改修等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・五を乗じて得た額（平成二十九年年度から平成三十年年度までの二箇年度で計三〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）を加えた額とする。

10 平成二十九年年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一 団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額
二 閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
11 平成二十九年年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロからホまで及び前条第六項の規定に準じて算定した額とする。

12 平成二十九年年度に限り、人事院規則九一四九（地域手当 別表第二二号に掲げる官署の存する市町村のうち、当該年度における地域手当支給総額が、当該官署について人事院が定める地域手当の割合を当該市町村の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当

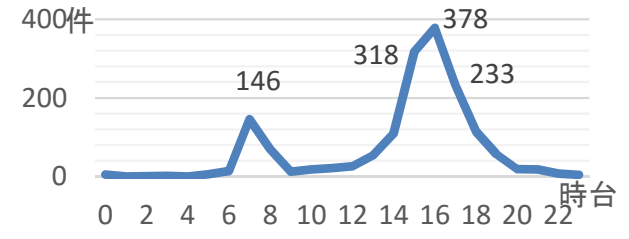
〔新設〕
12 平成二十九年年度に限り、人事院規則九一四九（地域手当 別表第二二号に掲げる官署の存する市町村のうち、当該年度における地域手当支給総額が、当該官署について人事院が定める地域手当の割合を当該市町村の条例に規定する地域手当支給割合とみなして計算した地域手当

登下校防犯プランの概要

登下校時における子供の安全の課題

- (1) 子供の被害は登下校、特に下校時(15~18時)に集中
 犯罪件数が減少する中、ほぼ横ばいで推移
 - (2) ①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加
 →「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じている
- ➡ **登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務**

子供(13歳未満)が被害者となる身体犯の発生状況
 (土日除く。道路上での事案に限る)(H27~29年累計)



2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

- (1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有
- (2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

4. 多様な担い手による見守りの活性化

- (1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進
- (2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援
- (3) 「子供110番の家・車」への支援等

1. 地域における連携の強化

- (1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築
- (2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援



3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

- (1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有
- (2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信
- (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

- (1) 防犯教育の充実
- (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

「登下校防犯プラン」(平成30年6月・関係閣僚会議決定)に基づく取組状況について

参考資料2
(犯罪対策閣僚会議(平成30年12月21日)資料)

1. 地域における連携の強化

(1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築

- ✓ 1,175市町村(68.4%)が構築済み・構築予定(平成30年12月10日現在)
(残りの市町村に対しては、好事例を紹介するなどにより、早期の構築を促す)

(2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援

- ✓ 新設したポータルサイトで、関係省庁の施策等の情報を集約・発信し、地域の取組を支援

2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

(1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有

- ✓ 公立小学校・保護者による通学路の危険箇所の点検の結果、12,024校において合同点検を実施(2,124校は今後実施)(平成30年12月10日現在)



合同点検の実施状況

(2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り

- ✓ 警察官による登下校時間帯やその他の街頭活動時における危険箇所への立寄り等、重点的な警戒・パトロールを推進
- ✓ 関係者間で、危険箇所や不審者情報等の情報を共有し、それぞれパトロールを効率的・効果的に実施



通学路のパトロールの実施状況

(3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

- ✓ 合同点検の結果、対策として挙げられた防犯カメラの設置ニーズを踏まえ、政府における緊急的な対応として、地方財政措置を講じる
- ✓ 防犯まちづくりに関する小冊子の改訂や相談窓口の設置などにより、自治体の取組を促進

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

(1) 防犯教育の充実

- ✓ 各種講習会を通じ、教職員等の事件等発生時における初期対応能力等の向上やスクールガード等の安全に関する最新の知見の習得等を支援

3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

(1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有

- ✓ 1,116警察署(96.8%)と管内の全小学校において、担当者間で不審者情報等を直接共有する体制を確立(平成30年11月16日現在)

(2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信

- ✓ 41道府県警察において、より粒度の高い情報等を地域住民等に提供・発信(残りの都県警察においても、平成30年度中に提供・発信予定。平成30年11月30日現在)

(3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

- ✓ 児童の来所・帰宅時の「安全点検リスト」を改訂し、約90%の放課後児童クラブにおいて、安全点検を実施(平成30年11月30日現在)

4. 多様な担い手による見守りの活性化

(1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進

- ✓ 地域住民や自動車運送事業者等に対し、「ながら見守り」等への協力の要請、協定の締結等により、「ながら見守り」を推進



「ながら見守り」(ランニングパトロール)の実施状況

(2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援

- ✓ スクールガード、スクールガード・リーダーの養成講習会や青パトによるパトロールを行う防犯ボランティア団体を対象とした講習会等の開催を通じ、見守り活動を支援

(3) 「子供110番の家・車」への支援等

- ✓ ステッカー・のぼり旗の刷新や実施主体を対象とする子供の安全対策に係る会議・研修を実施するなど、「子供110番の家・車」の活動を支援

(2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

- ✓ 参考となる事例等を都道府県等に通知し、学校や地域の実情に応じた安全な登下校方策の策定・実施を推進